令和８年度（令和７年度事業対象）

宍粟市教育委員会

点検・評価報告書

宍粟市教育委員会

■点検・評価の概要

１．趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３

２．点検・評価の実施内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３

３．令和７年度の教育委員会の主要施策　・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３

４．令和８年度　点検・評価有識者等名簿　・・・・・・・・・・・・　Ｐ４

■教育委員会の活動状況

１．教育委員の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５

２．教育委員会の組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５

３．教育委員会の開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ６

４．教育委員会の審議状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ６～11

■令和８年度（令和７年度事業対象）の点検・評価の結果等

１．令和７年度　主要な施策の成果説明書【教育部 抜粋】　・・・・　Ｐ12～21

２．有識者会議における主な意見等　・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ22～26

■教育委員会　点検・評価の概要

１．趣旨

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条の規定に基づき、教育委員会自らが毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、これを公表することが義務付けられています。

宍粟市教育委員会におきましても、平成20年度（平成19年度実施事業）から政策効果をしっかりと把握した上で、必要性や効率性等の観点から教育委員会事務事業の点検・評価を行っています。

２．点検・評価の実施内容

昨年度から、点検・評価方法の見直しを行いました。

文部科学省の事務連絡「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）」（令和５年２月１日）に基づき、地方自治法第233条第５項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成及び議会への提出並びに公表をもって、点検・評価を実施する方法としました。加えて、地教行法第26条第２項の規定に基づき、有識者の知見の活用を図るため、有識者会議を開催し、意見を求めます。

（１）　議会への提出

令和８年９月議会に「令和７年度 主要な施策の成果説明書」等を提出し、議会の決算審査の過程で、主要施策について、質疑や意見をいただきました。

（２）　有識者会議の開催

令和８年７月31日に有識者会議を開催し「令和７年度 主要な施策の成果説明書」に挙げている主要施策について、質疑や意見をいただきました。

（３）　ホームページへの公表

（１）及び（２）をふまえ報告書を作成し、市ホームページで公表します。

３．令和７年度の教育委員会の主要施策

所管課	事業名	種別
学校教育課	不登校児童生徒支援事業	継続
学校教育課	情報活用能力（情報モラル）育成事業	新規
学校教育課	英語検定料補助事業	継続
施設整備課	児童生徒用タブレットパソコン更新事業	新規
施設整備課	小学校屋内運動場空調設備整備事業	新規
施設整備課	宍粟材活用児童生徒用学習机整備事業	継続
施設整備課	山崎西中学校長寿命化事業	新規
社会教育文化財課	文化財保存活用地域計画等作成事業	継続
―	上記のほか、成果説明書に掲げる主な事業	―

４．令和８年度　点検・評価有識者名簿

分　野	主な役職等	氏　名
就学前教育・保育	元幼稚園、保育所、こども園長	福本　由紀
学校教育	元教育委員会委員、元小学校長	片山　繁樹
学校教育	元小学校長	岡本　美紀
社会教育	社会教育委員会委員長	福田　洋平

〇参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律　抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）（令和５年２月１日・文部科学省事務連絡）　抜粋

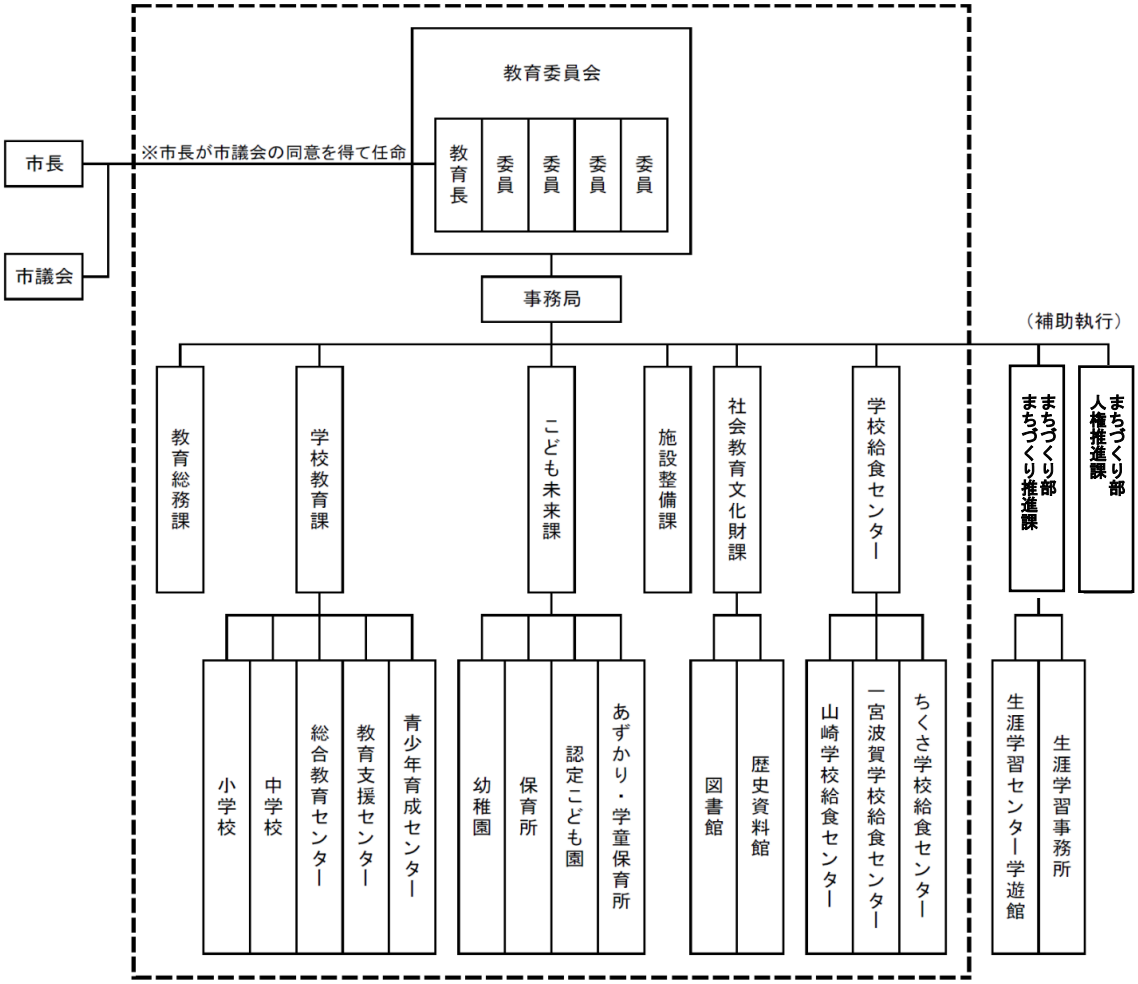
点検・評価の項目や報告書の書式、議会への報告方法等の点検・評価の具体的な方法については、各教育委員会が実情を踏まえて判断すべきものであること。そのため、各教育委員会においては、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、例えば、部局横断的な行政評価のなかで行うことや、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第５項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、法第26条第１項の義務を充足したとしても差し支えないこと。

■教育委員会の活動状況

１．教育委員の構成（令和８年６月３日現在）

役職	委員名	任　　期
教育長	中田　直人	令和６年６月３日～令和９年６月２日
教育長職務代理者	梶本　雅彦	令和８年６月３日～令和12年６月２日
委員	中川　まゆみ	令和６年６月３日～令和10年６月２日
委員	柴山　佑太	令和７年６月３日～令和11年６月２日
委員	平田　恵子	令和７年６月３日～令和11年６月２日

２．教育委員会の組織（令和８年４月１日現在）



（事務委任）

学校部活動から地域スポーツ・文化クラブ活動への地域展開及び環境整備に関する事務は、令和８年４月から、まちづくり部まちづくり推進課へ事務委任を行っている。

（事務移管）

スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）は、令和６年４月から、まちづくり部まちづくり推進課へ事務移管を行っている。

３．教育委員会の開催状況

教育委員会については、必要に応じて開催することとし、令和７年度は12回の定例会を開催しました。

会議回	開催日時	開催場所	傍聴人数
第１回	令和７年４月11日　午後３時55分～	市役所会議室	―
第２回	令和７年５月14日　午前９時30分～	市役所会議室	―
第３回	令和７年６月16日　午後４時15分～	市役所会議室	―
第４回	令和７年７月17日　午前９時30分～	市役所会議室	１名
第５回	令和７年８月19日　午前９時30分～	市役所会議室	―
第６回	令和７年９月17日　午前９時30分～	一宮市民協働センター　大ホール	―
第７回	令和７年10月14日　午後４時～	宍粟市立総合教育センター　研修室	―
第８回	令和７年11月14日　午前９時～	一宮市民協働センター　ホール	―
第９回	令和７年12月17日　午前10時30分～	市役所会議室	―
第10回	令和８年１月19日　午前９時～	市役所会議室	―
第11回	令和８年２月10日　午前９時30分～	市役所会議室	―
第12回	令和８年３月16日　午前９時30分～	市役所会議室	―

４．教育委員会の審議状況

地教行法第21条に定める職務並びに同法第25条及び宍粟市教育委員会教育長事務委任規則の規定に基づき、令和７年度は25件の議案について審議しました。

また、教育に関する事務事業の管理及び執行など、基本的な方針等に関する協議報告事項として、83件の案件について確認しました。

（１）　教育委員会審議案件一覧

議案番号	件名	議決日
第１号議案	令和７年度宍粟市一般会計補正予算（教育委員会関係、９月議会上程）案について	令和7年8月19日
第２号議案	令和８年度使用学校教科用図書の採択について	令和7年8月19日
第３号議案	児童生徒用タブレットパソコン購入物品売買契約の締結について	令和7年8月19日
第４号議案	令和７年度宍粟市一般会計補正予算（教育委員会関係、12月議会上程）案について	令和7年11月14日

第５号議案	令和８年度宍粟市立学校教職員の人事異動方針（案）について	令和7年11月14日
第６号議案	宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和7年11月14日
第７号議案	宍粟市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	令和7年11月14日
第８号議案	宍粟市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	令和7年11月14日
第９号議案	宍粟市立保育所条例の廃止について	令和7年11月14日
第10号議案	令和７年度宍粟市一般会計補正予算（教育委員会関係、３月議会上程）案について	令和8年2月10日
第11号議案	令和８年度宍粟市一般会計当初予算（教育委員会関係、３月議会上程）案について	令和8年2月10日
第12号議案	宍粟市教育委員会傍聴規則の一部改正について	令和8年2月10日
第13号議案	宍粟市立学校施設等の使用に関する条例施行規則の一部改正について	令和8年2月10日
第14号議案	宍粟市立認定こども園条例の一部改正について	令和8年2月10日
第15号議案	宍粟市立保育所運営規程を廃止する規程について	令和8年2月10日
第16号議案	宍粟市立保育所等を臨時に休所する基準を定める要綱を廃止する要綱について	令和8年2月10日
第17号議案	宍粟市立認定こども園を臨時に休園する基準を定める要綱の制定について	令和8年2月10日
第18号議案	宍粟市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について	令和8年3月16日
第19号議案	宍粟市教育委員会事務局組織規則の一部改正について	令和8年3月16日
第20号議案	宍粟市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について	令和8年3月16日
第21号議案	宍粟市就学援助規則の一部改正について	令和8年3月16日
第22号議案	宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則の廃止について	令和8年3月16日
第23号議案	宍粟市学校規模適正化及び幼保一元化推進会議要綱の廃止について	令和8年3月16日
第24号議案	宍粟市幼保一元化地区別協議会規則の廃止について	令和8年3月16日
第25号議案	宍粟市教育委員会公印規則の一部改正について	令和8年3月16日
第26号議案	宍粟市部活動地域展開推進委員会設置要綱の廃止について	令和8年3月16日
第27号議案	令和８年度県費負担教職員等の人事の内申について	令和8年3月16日

第28号議案	宍粟市子ども・子育て会議条例の一部改正について	令和8年3月16日
第29号議案	宍粟市立認定こども園乳児等通園支援事業運営規程の制定について	令和8年3月16日
第30号議案	宍粟市立認定こども園運営規程の一部改正について	令和8年3月16日
第31号議案	宍粟市立幼稚園管理規則の一部改正について	令和8年3月16日
第32号議案	宍粟市立幼稚園あずかり保育事業実施要綱の一部改正について	令和8年3月16日
第33号議案	宍粟市学童保育事業実施要綱の一部改正について	令和8年3月16日
第34号議案	宍粟市放課後児童健全育成事業実施要綱の制定について	令和8年3月16日

（２） 教育委員会　協議・報告事項一覧

番号	件名	協議・報告日
1	令和７年度　宍粟市教育委員会事務局の組織について ・教育委員会組織図 ・事務分掌表	令和７年4月11日
2	令和７年度　学校園所長等一覧表について	令和７年4月11日
3	令和７年度　学校の児童・生徒数について	令和７年4月11日
4	令和７年度　幼稚園・保育所・こども園入所児童数について	令和７年4月11日
5	令和７年度　あずかり保育・学童保育入所児童数について	令和７年4月11日
6	山崎南中学校区　学校規模適正化推進状況について	令和７年4月11日
7	令和７年度　奨学金申請状況について	令和７年4月11日
8	宍粟市英語検定料補助事業ついて	令和７年4月11日
9	波賀八幡神社御幸祭の県指定に伴う市指定の解除について	令和７年4月11日
10	第３次宍粟市子ども読書活動推進計画について	令和７年4月11日
11	学校給食における異物混入状況及び対策について	令和７年4月11日
12	令和７年度　学校給食実施計画等について	令和７年4月11日
13	その他 ・令和７年度宍粟の教育 ・令和７年度ひょうごの教育 ・令和７年度指導の重点 ・学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ ・宍粟市人権啓発冊子2025 そよ風について	令和７年4月11日
14	宍粟市内小中学校で認知したいじめ事案について （令和６年度１月～３月）	令和７年５月14日
15	宍粟材活用児童生徒用学習机購入事業について	令和７年５月14日
16	その他 ・宍粟幼児教育支援事業について	令和７年５月14日

17	臨時代理の報告について 　宍粟市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について	令和７年６月16日
18	令和７年度要保護・準要保護児童生徒認定状況について	令和７年６月16日
19	宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針の改定について	令和７年６月16日
20	小中一貫教育に係る取組と今後の予定について	令和７年６月16日
21	不登校児童生徒支援員研修会について	令和７年６月16日
22	令和７年度宍粟市人権教育研修会について	令和７年６月16日
23	令和７年度学校訪問について	令和７年６月16日
24	令和７年度における教科書展示会について	令和７年６月16日
25	令和７年度「性の多様性」に関する理解促進と教育実践研究事業について	令和７年６月16日
26	宍粟市文化財保存活用地域計画素案について	令和７年６月16日
27	人権文化をすすめる学習会について	令和７年６月16日
28	令和６年度しそう幼児教育支援事業について	令和７年６月16日
29	令和７年８月～ＡＬＴの配置予定について	令和７年７月17日
30	通学路交通安全推進協議会の協議状況について	令和７年７月17日
31	令和７年度宍粟市部活動地域展開推進委員会について	令和７年７月17日
32	令和７年度人権教育研修会について	令和７年７月17日
33	宍粟市社会教育委員の委嘱について	令和７年７月17日
34	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	令和７年８月19日
35	しそう不登校対策連絡協議会について	令和７年８月19日
36	いじめ問題対策連絡協議会について	令和７年８月19日
37	数学・理科甲子園ジュニア２０２５ついて	令和７年８月19日
38	令和６年度事業報告「（公財）宍粟市文化振興財団」（９月議会報告分）について	令和７年８月19日
39	学校給食センター異物混入状況及び対策（１学期分）について	令和７年８月19日
40	人権文化をすすめる学習会について	令和７年８月19日
41	臨時代理の報告 宍粟市部活動地域展開推進委員会設置要綱の制定について	令和７年９月17日
42	令和７年度第１回宍粟市部活動地域展開（スポ・カルしそう）推進委員会について	令和７年９月17日
43	令和７年度「しそう学力向上推進プロジェクト」について	令和７年９月17日
44	第４回しそう教育創造フォーラム2025の開催について	令和７年９月17日
45	宍粟材活用児童生徒用学習机購入事業導入状況調査について	令和７年９月17日
46	文化財保存活用地域計画（最終案）について	令和７年９月17日

47	人権推進・人権啓発事業について	令和７年９月17日
48	宍粟市内小中学校で認知したいじめ事案について （令和７年度４月～７月）	令和７年10月14日
49	宍粟市部活動地域展開について	令和７年10月14日
50	令和７年度「理科おもしろ実験教室」について	令和７年10月14日
51	令和８年度　幼稚園・保育所・こども園の園児募集について	令和７年10月14日
52	令和８年度　あずかり保育・学童保育の児童等募集について	令和７年10月14日
53	小中学校屋内運動場空調設備整備事業について	令和７年10月14日
54	部活動地域展開フォーラムについて	令和７年11月14日
55	令和７年度全国学力学習状況調査について（広報しそう）	令和７年11月14日
56	令和８年二十歳の祝典について	令和７年11月14日
57	S1グランプリ2025表彰式＆米良美一さん朗読会	令和７年11月14日
58	令和７年度（令和６年度事業対象）宍粟市教育委員会点検・評価について	令和７年12月17日
59	教職員の勤務時間実態調査結果報告書について	令和７年12月17日
60	令和８年度版「宍粟の教育」編集方針について	令和７年12月17日
61	宍粟市における小中一貫教育に係る取組と今後の予定について	令和７年12月17日
62	第３回宍粟市部活動地域展開推進委員会について	令和７年12月17日
63	令和８年度幼稚園・保育所・こども園・あずかり保育・学童保育申込状況について	令和７年12月17日
64	令和７年度宍粟市人権啓発事業　若者フォーラムin宍粟　多様性を認め共生する社会について	令和７年12月17日
65	臨時代理の報告について 令和７年度宍粟市一般会計補正予算（教育委員会関係、１月臨時議会上程）案について	令和８年１月19日
66	宍粟市フリースクール等利用補助金交付要綱の制定について	令和８年１月19日
67	令和８年度　学校給食実施計画について	令和８年１月19日
68	異物混入状況及び対策について（２学期分）	令和８年１月19日
69	令和８年度部活動の地域展開に係る実証事業（案）について	令和８年１月19日
70	第４回宍粟市部活動地域展開推進委員会について	令和８年２月10日
71	第５回しそう教育創造フォーラムについて	令和８年２月10日
72	令和７年度卒業式について(①参加者名簿　②参加者について)	令和８年２月10日
73	令和８年度入学式について(①参加者名簿　②参加者について)	令和８年２月10日
74	宍粟市認定こども園条例施行規則の改正について	令和８年２月10日
75	宍粟市幼稚園保育所連携保育支援事業補助金交付要綱及び宍粟市認定こども園施設整備費補助金交付要綱を廃止する要綱について	令和８年２月10日

76	宍粟市立保育所に勤務する職員の勤務時間等に関する規則及び宍粟市立保育所条例施行規則を廃止する規則について	令和８年２月10日
77	宍粟市保育所における保育の利用及び徴収等に関する規則の制定について	令和８年２月10日
78	宍粟市立保育所管理規程を廃止する規程について	令和８年２月10日
79	令和７年度卒園式・修了式について	令和８年２月10日
80	宍粟市文化財保存活用地域計画策定記念シンポジウムについて	令和８年２月10日
81	学校給食費の改定について	令和８年２月10日
82	宍粟市内小中学校で認知したいじめ事案について（令和７年度８月～12月）	令和８年３月16日
83	令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について	令和８年３月16日
84	宍粟市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正について	令和８年３月16日
85	宍粟市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する規則の一部改正について	令和８年３月16日
86	宍粟市乳幼児等通園支援事業の認可等に関する要綱の制定について	令和８年３月16日
87	宍粟市放課後児童健全育成事業実施要綱の廃止について	令和８年３月16日
88	宍粟市学校給食費条例施行規則の一部改正について	令和８年３月16日

令和7年度主要施策に係る成果説明書（教育部）

単位：千円

所管課	学校教育課	事業名	不登校児童生徒支援員配置事業	新規・継続・拡充の別	継続	決算書頁	91
会計名	一般会計	科目名等	9-1-3 教育振興費	対象者（受益）	具体名 人数等	市内7中学校・5小学校 児童生徒約1,920人	

総合計画の施策体系		予算・決算額		財源内訳						令和7度決算の内訳	
				国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり										
基本施策	【17】学校教育の充実										
個別施策	①生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成	R7最終予算	10,071	0	4,600	0	0	0	5,471	人件費	8,941
事業目的	校内サポートルームにおける不登校および不登校傾向のある児童生徒への個に応じた学習や生活の支援等を行う「不登校児童生徒支援員」を配置し、基礎的な学習の支援をはじめ、社会的自立へ向けた支援等を行う。	R7決算	9,549	0	5,000	0	0	0	4,549	旅費	608
		予算－決算	522	0	△ 400	0	0	0	922		
		R6決算	8,835	0	4,062	0	0	0	4,773		
		前年度決算比	714	0	938	0	0	0	△ 224		

事業内容

【事業期間中の事業内容】　事業期間　R6　～

県は「ひょうご不登校対策プロジェクト」の拡充として、令和6年度以降、「学校内の安心できる居場所（校内サポートルーム）」の設置に向けて重点的に取り組む方向を示している。今後も、校内サポートルームにおける不登校および不登校傾向のある児童生徒への個に応じた学習や生活の支援等を行う「不登校児童生徒支援員」を配置し、基礎的な学習の支援をはじめ、社会的自立へ向けた支援等を行っていくことが求められる。そこで、市内小中学校を対象に「不登校児童生徒支援員」として、会計年度任用職員を配置し、校内サポートルームの機能強化を図る。

全中学校（7校）と小学校4校（R6…3校、R7…4校）に「不登校児童生徒支援員」として、会計年度任用職員（4時間/日×週4日×35週）を配置し、校内サポートルームの機能強化を図った。

事業の成果・評価等

	R7当初	R7結果	対比
当初事業目標値との対比	不登校児童生徒数割合が兵庫県値以下の維持 ・全国学力・学習状況調査で「学校に行くのが楽しい」に「当てはまる」と回答した児童生徒の割合が全国平均以上	不登校児童生徒数割合 【R6市】 小0.8%、中3.8% ・全国学力・学習状況調査で「学校に行くのが楽しい」と回答した児童生徒の割合 【R7市】 小：66.4%、中：58.0%	―
目標数値の進捗率（継続・拡充事業の場合）	100% 不登校児童生徒数割合 【R6県】…小2.2%、中7.5% 全国学力・学習状況調査「学校に行くのが楽しい」【R7全国】…小49.9%、中45.6%		

【事業成果等】

・不登校児童生徒数割合について、兵庫県割合（【R6県】小：22%、中7.5%）以下を維持することができた。

・不登校児童生徒支援員が配置されることにより、校内サポートルームにおける児童生徒一人一人の学習サポートや行動支援、児童生徒が登校した時の居場所づくりや登校しやすい環境整備につなげることができた。

・全国学力・学習状況調査において、児童・生徒質問紙「学校に行くのが楽しい」の質問に「あてはまる」と回答した児童生徒の割合を全国平均（【R7国】小：49.9%、中：45.6%、【R7市】小：66.4%、中：58.0%）以上に維持することができた。

令和7年度主要施策に係る成果説明書（教育部）

単位：千円

所管課	学校教育課	事業名	情報活用能力（情報モラル）育成事業	新規・継続・拡充の別	新規	決算書頁	91
会計名	一般会計	科目名等	9-1-3 教育振興費	対象者（受益）	具体名 人数等	市内小中学校児童生徒 2,255人	

総合計画の施策体系		
	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり
	基本施策	【18】青少年健全育成の推進
	個別施策	①青少年健全育成のための推進体制の充実

事業目的
市内小中学校児童生徒一人一人が情報化の進展による生活への影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、適正に活動していくための考え方や態度を養う。

予算・決算額		財源内訳						令和7度決算の内訳	
		国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
R7最終予算	524	0	0	0	524	0	0	報償費	524
R7決算	524	0	150	0	374	0	0		
予算－決算	0	0	△ 150	0	150	0	0		
R6決算	0	0	0	0	0	0	0		
前年度決算比	524	0	150	0	374	0	0		

事業内容

【事業期間中の事業内容】　事業期間　R7　～

インターネットやSNS等、最新の通信機器等によるネットいじめ等の人権侵害の被害を防ぎ、また、被害を与えないために予防啓発の講習を行うとともに、近年、社会問題ともなっているネット依存の防止に向け、児童生徒自らが考え、適正な使用について学ぶことができるよう「ネット依存防止」等を重点テーマとした啓発動画等を活用した予防啓発の講習を行う。

【実施方法】
・啓発動画等を活用した講師招聘による講習を実施する。
【講習内容】
・宍粟市立学校の児童生徒の実態にあった教材を使用する。
・学生による出張授業（情報モラル教室）を実施し、小中学校で45～50分間の授業を行う。
・各学校1日とし、全小中学校（小学4～6年生、中学1～3年生）を対象に実施する。
【事業費】
・1回につき30,800円×17校（教材開発費、交通費、監修費等含む）

【R7事業内容】

・年度当初、市内小中学校全児童生徒にアンケート調査を実施。
そのアンケート結果をもとに開発された啓発動画等の数種類の教材の中から、各校の実態に合った　教材を選択し、6月～11月に講習を実施。

・中学校では全学年の生徒、小学生では主に4～6年生の児童を対象に実施。
テーマ：ネット上でのコミュニケーションにおける課題、ネット依存、動画投稿によるトラブル
個人情報漏洩の危険性ほか

・講習終了後は児童生徒と教職員にアンケートを行い、各学校にフィードバックを行った。
また、次年度の実施に向けて改善策の協議を実施。





事業の成果・評価等

当初事業目標値との対比	R7当初	R7結果	対比
	SNSトラブル6.5%以下	7.8%	△1.3%
目標数値の進捗率（継続・拡充事業の場合）	—		

【事業成果等】

事後アンケートでは、すべての小中学校において、98%～100%の児童生徒が「講座はこれからの生活に役立つと思う」と回答し、適正に活動するための考え方や態度を育むことができた。
目標値について、いじめ事案に占めるSNSトラブルの割合が上昇していたが、積極的認知や相談件数の増加が要因であったと分析している。

令和7年度主要施策に係る成果説明書（教育部）

単位：千円

所管課	学校教育課	事業名	英語検定料補助事業	新規・継続・拡充の別	継続	決算書頁	93
会計名	一般会計	科目名等	9-1-3 教育振興費	対象者（受益）	具体名 人数等	市内中学校の英検受検希望者 希望者全員	

総合計画の施策体系			予算・決算額		財源内訳						令和7度決算の内訳	
					国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり										
	基本施策	【17】学校教育の充実										
	個別施策	①生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成	R7 最終予算	796	0	0	0	0	0	796	補助金	796
事業目的	豊かな英語力と、進んでコミュニケーションを図ろうとする姿勢及びグローバル社会を主体的に生きる能力の育成を図るために、市内中学校に在籍する生徒の英語検定受検料を支援する。		R7 決算	796	0	0	0	796	0	0		
			予算－決算	0	0	0	0	△ 796	0	796		
			R6 決算	835	0	0	0	0	0	835		
			前年度決算比	△ 39	0	0	0	796	0	△ 835		

事業内容

【事業期間中の事業内容】

事業期間　R6　～　R8

市内中学校に通う生徒の英語力向上のため、英語検定料補助金交付要綱を制定し、各年度、年3回の検定申込時に支援を行う。
受検に際しては、自分のレベルに合わせた目標を設定し受験することとし、英語学習に意欲的に取り組む環境を整える。
・要綱名：宍粟市英語検定料補助金交付要綱
・対象者：市内中学校の受検希望者全員（補助率10/10）
・補助金の交付は、受検者一人あたり1年度につき1回を上限とする

CEFR：A1上位相当の英語力を測る目安となる試験は限られており（英検、GTEC、IELTS）、このうち生徒にも身近な英検が適当であると考えられる。また、英語検定の受検料は他と比べても比較的安価である。
【受検料】英検：3級で4,900円（団体で学校を準会場として受検した場合）
GTEC CBT：9,900円+証明書発行料　IELTS：25,380円

※CEFR＝Common European Framework of Reference for Language英語力を示す世界基準となっている共通参照レベル

【R7事業内容】

・市内中学校を通じて、英語検定料補助金を197人に交付した。
（受検者一人あたり1年度につき1回、補助率10/10）
受検回別内訳は、第1回71人、第2回83人、第3回43人。
受検級別内訳は、2級2人、準2級プラス2人、準2級31人、3級61人、4級56人、5級45人。

・市内全中学校の生徒と保護者に、検定料の補助制度を周知した。
第1回は年度当初（4月11日）の申込締切であるため、前年度中に保護者あて連絡メールシステムにより事前周知し、積極的な制度の活用を促した。

・各学校には、補助金の申請及び交付について周知し、補助制度の円滑な実施を図った。

事業の成果・評価等

当初事業目標値との対比	R7当初	R7結果	対比
	CEFR：A1レベル以上割合 50%(R8)	46%	―
目標数値の進捗率（継続・拡充事業の場合）	CEFR：A1レベル相当以上の生徒数の割合は、令和7年度現在46%。		

【事業成果等】

補助制度を活用した生徒数は197人であり、制度を活用した生徒の割合は、生徒全体の22.44%であった。
国が実施している「公立中学校における英語教育実施状況調査」では、目標数値の進捗率を図る【CEFR:A1レベル以上相当】に達している中学校3年生生徒数の割合が、R6年度の44.4%から46%へと上昇した。

令和7年度主要施策に係る成果説明書（教育部）

単位：千円

所管課	施設整備課	事業名	児童生徒用タブレットパソコン更新事業	新規・継続・拡充の別	新規	決算書頁	92
会計名	一般会計	科目名等	9-1-3 教育振興費	対象者（受益）	具体名 人数等	児童生徒（R8.4） 2,166人	

総合計画の施策体系			予算・決算額		財源内訳						令和7度決算の内訳	
					国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり	R7最終予算	144,045	0	96,030	0	48,015	0	0	備品購入費	143,220
	基本施策	【17】学校教育の充実	R7決算	143,220	0	95,480	0	47,740	0	0		
	個別施策	②教育環境の整備	予算－決算	825	0	550	0	275	0	0		
事業目的	児童生徒1人1台端末を整備し、ICTを活用した個別最適な学びと、協働的な学びを推進することで、教育の質の向上及び情報活用能力の育成を目的とする。		R6決算	0	0	0	0	0	0	0		
			前年度決算比	143,220	0	95,480	0	47,740	0	0		

事業内容

【事業期間中の事業内容】　事業期間　R7

国策として、令和2年度にGIGAスクール第1期の1人1台端末で整備した児童生徒用タブレットパソコン（クロムブック）が令和8年4月時点で5年経過となるため、GIGAスクール構想第2期の公立学校情報器機整備事業費補助金事業を活用し、更新・整備する。

更新台数は、全児童生徒数と故障時などにおいても子供たちの学びを止めない観点から、予備約15%以内を含んだ小学校1,390台、中学校875台、予備339台の合計2,604台を更新・整備。
（台数は、R7.5.1に最も近い日における児童数と、その台数分の予備15%以内875+1390+15%＝2,604台）

公立学校情報器機整備事業費補助金：補助基準額1台あたり5.5万円の2/3を補助。
基本調達品（補助対象）：端末、付属品（キーボード・タッチペン・保護フイルム）、端末管理機能、初期設定作業、配送費。


授業状況



事業の成果・評価等

当初事業目標値との対比	R7当初	R7結果	対比
	2,619台（100%）	2,604台（100%）	100%
目標数値の進捗率（継続・拡充事業の場合）	―		

【事業成果等】

端末の更新によって、学びを止めない安定した環境を維持することができ、児童生徒の学力向上及び情報活用能力の育成という目的に向けた教育環境を整備することができた。また、端末性能の向上によって、一人ひとりに合わせた深い学びを実現することができる環境を整えることができた。

令和7年度主要施策に係る成果説明書（教育部）

単位：千円

所管課	施設整備課	事業名	小学校屋内運動場空調設備整備事業	新規・継続・拡充の別	新規	決算書頁	94
会計名	一般会計	科目名等	9-2-1 学校管理費	対象者（受益）	具体名 人数等	児童（R8.4） 1,341人	

総合計画の施策体系			予算・決算額		財源内訳						令和7度決算の内訳	
					国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり	R7最終予算	190,980	95,459	0	0	0	95,400	121	委託料	6,449
	基本施策	【17】学校教育の充実	R7決算	190,919	95,459	0	0	0	95,400	60	工事請負費	184,470
	個別施策	②教育環境の整備	予算－決算	61	0	0	0	0	0	61		
事業目的	夏季の猛暑時において、児童生徒が安心して授業を行える環境を整えるため、屋内運動場に空調設備を整備する。		R6決算	0	0	0	0	0	0	0		
			前年度決算比	190,919	95,459	0	0	0	95,400	60		

事業内容

【事業期間中の事業内容】

事業期間：R7

文部科学省は令和6年度補正予算において、災害時の避難所となる公立小中学校の体育館において空調を整備する自治体への特例交付金を新設した。この交付金は、断熱性能の確保を要件にし、関連工事を含めた費用の2分の1が補助される。全国で災害が頻発する中、冷暖房設備の導入を進め、避難所の機能を強化。学校への空調設置については、教室も対象に含めた既存の交付金で支援してきたが、体育館に特化した特例交付金を別枠で創設することで整備を加速させていく方針。

宍粟市では、この特例交付金を活用し、これまで未整備であったすべての小学校に空調設備を設置し、夏季でも安心して授業などが出来るよう整備する。

対象施設：山崎南小、山崎小、山崎西小、蔦沢小、河東小、神野小、波賀小

整備内容：屋内運動場に、冷暖房スポット型エアコンを設置

・小中学校屋内運動場空調設備整備工事設計業務　13,640,000円　（小学校6,449,000円）
・河東小学校他屋内運動場空調設備工事　96,987,000円
・山崎小学校他屋内運動場空調設備工事　87,483,000円

令和7年6月2日：国庫交付決定
令和7年9月：補正予算で裁決・事業着手
令和8年3月26日：整備完成



空調設置状況



事業の成果・評価等

当初事業目標値との対比	R7当初	R7結果	対比
	7校	7校	100%
目標数値の進捗率（継続・拡充事業の場合）	―		

【事業成果等】

夏季の気温上昇に伴い、各学校では暑さ指数に基づいた慎重な活動制限を余儀なくされていたが、空調設備を整備することで熱中症リスクを最小化し、教育活動の質を確保することができた。

また、暑さ指数に基づき行事や教育活動の実施の可否を個別に検討・決定していた教職員の業務負担を軽減することができた。

令和7年度主要施策に係る成果説明書（教育部）

単位：千円

所管課	施設整備課	事業名	宍粟材活用児童生徒用学習机購入	新規・継続・拡充の別	継続	決算書頁	94 96
会計名	一般会計	科目名等	9-2-1、9-3-1 学校管理費	対象者（受益）	具体名 人数等	児童生徒（R8.4） 430人	

総合計画の施策体系			予算・決算額		財源内訳						令和7度決算の内訳	
					国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり	R7最終予算	7,911	0	3,200	0	0	0	4,711	備品購入費	7,910
	基本施策	【17】学校教育の充実	R7決算	7,910	0	3,200	0	0	0	4,710		
	個別施策	②教育環境の整備	予算－決算	1	0	0	0	0	0	1		
事業目的	市内小中学校の児童生徒が教室で使用している学習机について、全体的に経年劣化し学習などに支障をきたしていることから更新する。天板には宍粟産材を活用した製品にすることにより、児童生徒の良好な学習環境を確保し、地域材の利用促進・普及啓発を図るとともに、環境教育の一助とすることを目的とする。		R6決算	13,679	0	3,900	0	0	0	9,779		
			前年度決算比	△ 5,769	0	△ 700	0	0	0	△ 5,069		

事業内容

【事業期間中の事業内容】

事業期間　R6　～

森林環境譲与税を財源とし、宍粟産材のスギ集成材を天板に使用した学習机を更新・整備

学習机本体の更新・整備
小学校は、令和6年度から令和10年度の5カ年間
中学校は、令和6年度から令和8年度の3カ年間

計画期間中の学習机本体の更新台数
2,150台（小学校：1,270台、中学校：880台）


スギ天板を使用した学習机

【R7事業内容】

R8年度小学校新1年生、中学校新1年生を対象に更新・整備

9-2-1（小学校）201台　3,471,270円
9-3-1（中学校）257台　4,438,390円

財源
森林環境譲与税　4,709,660円
躍動する兵庫応援事業補助金　3,200,000円


授業状況

事業の成果・評価等

当初事業目標値との対比	R7当初	R7結果	対比
	458台	458台	100%
目標数値の進捗率（継続・拡充事業の場合）	令和7年度 小学校：638/1270=50.2% 中学校：570/880=64.8%		

【事業成果等】

環境教育の一助として、宍粟産材と触れ合う機会を創出し、地域材の利用促進・普及啓発を図ることを目的とし、良好な学習環境の確保に寄与する。

令和7年度主要施策に係る成果説明書（教育部）

単位：千円

所管課	施設整備課	事業名	山崎西中学校長寿命化事業	新規・継続・拡充の別	新規	決算書頁	96
会計名	一般会計	科目名等	9-3-3 学校施設整備費	対象者（受益）	具体名 人数等	生徒（R8.4） 187人	

総合計画の施策体系			予算・決算額		財源内訳						令和7度決算の内訳	
					国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり	R7最終予算	99,982	22,391	0	0	0	76,200	1,391	委託料	2,235
	基本施策	【17】学校教育の充実	R7決算	2,235	0	0	0	0	2,200	35		
	個別施策	②教育環境の整備	予算－決算	97,747	22,391	0	0	0	74,000	1,356		
事業目的	学校施設は児童生徒の学習の場として、また、地域住民の社会教育等を基本としたコミュニティの場であるが、建築当初より相当年数が経過して老朽化が著しいことから、これを改善し、より良い教育環境の充実を図る。		R6決算	0	0	0	0	0	0	0		
			前年度決算比	2,235	0	0	0	0	2,200	35		

事業内容

【事業期間中の事業内容】

事業期間　R6　～　R9

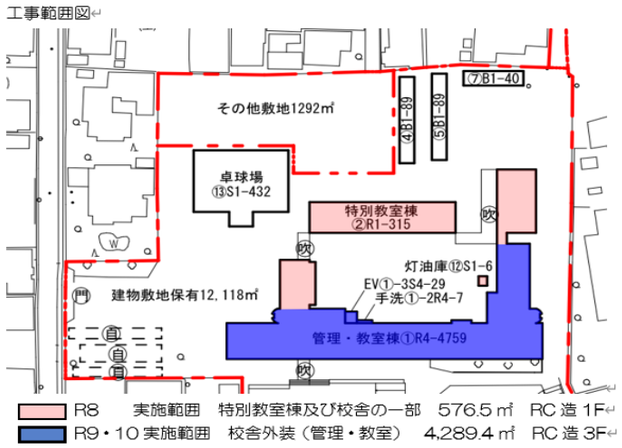
R6
実施設計（ゼロ債務）

R7（繰越）
特別教室棟内外装等

R9～R10
管理・教室棟内外装等

R7～R10
設計・監理業務一式

工事範囲図



【R7事業内容】

Ⅰ期工事設計業務　2,234,100円









令和8年度へ繰越　97,747千円（Ⅰ期工事・監理業務）

特別教室棟及び校舎棟の一部の内外装、建築（防水、外装、内装、建具）電気設備・機械設備

事業の成果・評価等

当初事業目標値との対比	R7当初	R7結果	対比
	12%	0.3%	▲11.7%
目標数値の進捗率（継続・拡充事業の場合）	0.3%		

【事業成果等】

施設の安全性および機能性を確保するとともに、生徒が安心して学べる快適な教育環境を構築する。また、予防保全型の維持管理へ転換することでライフサイクルコストの縮減と将来の財政負担の平準化を図ることができ、持続可能な学校施設の運営体制を確立することができる。

令和7年度主要施策に係る成果説明書（教育部）

単位：千円

所管課	社会教育文化財課	事業名	文化財保存活用地域計画等作成事業	新規・継続・拡充の別	継続	決算書頁	102
会計名	一般会計	科目名等	9-5-6 文化財保護費	対象者（受益）	具体名 人数等	市民 ―	

総合計画の施策体系			予算・決算額		財源内訳						令和7度決算の内訳	
					国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
	基本方針	⑦心豊かにいきいきと学べるまちづくり										
	基本施策	【24】文化・芸術活動の推進										
	個別施策	①歴史と文化資源の保全・活用	R7最終予算	6,216	5,198	0	0	0	0	1,018	報償費	257
事業目的	平成31年に施行された文化財保護法に基づく文化財保護活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針により、「宍粟市文化財保存活用地域計画」を策定する。		R7決算	5,514	5,142	0	0	0	0	372	需用費	413
			予算－決算	702	56	0	0	0	0	646	役務費	33
			R6決算	3,760	3,668	0	0	0	0	92	委託料	4,807
			前年度決算比	1,754	1,474	0	0	0	0	280	その他	4

事業内容

【事業期間中の事業内容】　事業期間　R5　～　R7

【令和5年度】・策定協議会設置、委託業者選定、基礎調査（事前把握調査）ほか

【令和6年度】・策定協議会、文化財の保存・活用に関する方針・措置の検討、事業内容の検討、計画素案作成・修正、文化財WS開催等

【令和7年度】（本年度）・策定協議会、パブリックコメント・議会意見聴取、文化財保存活用地域計画作成、文化庁認定申請、印刷製本、シンポジウム開催等

（当初予算）報償費(委員謝礼等)336千円、需用費（印刷製本・消耗品）1,110千円、委託料（作成支援業務）7,040千円、その他（旅費・役務費）107千円　合計8,593千円

【R7事業内容】

1 事前把握
・調査結果の集約、編集：これまでの調査結果を「地域計画資料編」として集約。
・未指定文化財の把握：約4,000余件の所在、内容を把握

2 補足調査
・1で把握した未指定文化財に対する補足調査を実施。

3 計画策定・認定プロセス
・協議会の開催：第6回宍粟市文化財保存活用地域計画策定協議会（令和8年度第1回）
臨時協議会 2回開催
・認定申請・取得：令和7年9月　文化庁へ認定申請を提出。
令和7年12月19日　文化庁より認定取得。
・作成業務支援：株式会社パスコ（委託料4,807千円）

4 広報・普及啓発
・シンポジウムの開催　（令和8年3月7日開催）
名称：宍粟市文化財保存活用地域計画策定記念シンポジウム
・冊子、パンフレットの発行
宍粟市文化財保存活用地域計画（本編・資料編）：200部
概要版：1,000部



当初事業目標値との対比	R7当初	R7結果	対比
	―	―	―
目標数値の進捗率（継続・拡充事業の場合）	―		

【事業成果等】

令和7年度は計画策定の最終年度として、前2ヶ年度の実績と把握調査の成果を踏まえ、本編の完成に向けた作成作業を行った。

令和7年6月9日～7月9日パブリックコメントを実施、合わせて政策会議、その他委員会、議会等に素案を示して意見聴取を行った上で、第6回宍粟市文化財保存活用地域計画策定協議会を開催し、地域計画最終案を作成し、令和7年9月に計画認定申請を文化庁へ提出して12月19日に認定を受けた。

認定後の情報発信として、令和8年3月7日に地域住民等を対象としたシンポジウムを開催し、協議会会長による基調講演、有識者と地域の活動団体によるパネルディスカッションを実施し、市内外からの参加者を集めた。

その他、関係者や一般への配布用として地域計画の本編・資料編及び概要版を印刷製本し、同データを市のホームページに掲載することにより、地域計画の趣旨・内容について広く周知・啓発を行った。

令和7年度主な事業の決算一覧（教育部）

単位：千円

所管課	学校教育課	事業名	小中一貫教育総合推進事業	決算書頁	91
会計名	一般会計	科目名等	9-1-3 教育振興費	新規・継続・拡充の別	継続
総合計画の施策体系	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり	事業期間	R3～	
	基本施策	【17】学校教育の充実	対象者（受益） 具体名	児童生徒	
	個別施策	②教育環境の整備	人数等	2,255人	

予算・決算額		財源内訳						令和7年度決算の内訳	
		国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
R7 最終予算	3,057	0	0	0	0	0	3,057	人件費	2,789
R7 決算	2,917	0	0	0	0	0	2,917	旅費	128
予算－決算	140	0	0	0	0	0	140		
R6 決算	6,496	0	0	0	0	0	6,496		
前年度決算比	△ 3,579	0	0	0	0	0	△ 3,579		

事業概要

【小中一貫教育推進教員（市費会計年度任用職員）配置事業】
・R7…一宮南中学校区（週23時間15分）
・小中一貫教育推進教員を市独自に配置し、カリキュラムや行事等の調整や中学校の実技教科、小学校の教科担任制の授業等を担当することにより、小中連携・一貫教育の取組を推進する。

所管課	こども未来課	事業名	施設型給付・委託事業	決算書頁	56
会計名	一般会計	科目名等	3-2-3 子ども・子育て支援費	新規・継続・拡充の別	継続
総合計画の施策体系	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり	事業期間	H27～	
	基本施策	【16】就学前教育の充実	対象者（受益） 具体名	私立就学前施設	
	個別施策	①幼児教育・保育の充実	人数等	589	

予算・決算額		財源内訳						令和7年度決算の内訳	
		国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
R7 最終予算	986,205	493,278	224,119	17,982	0	0	250,826	扶助費	977,852
R7 決算	977,852	476,260	220,931	18,596	0	0	262,065		
予算－決算	8,353	17,018	3,188	△ 614	0	0	△ 11,239		
R6 決算	923,327	459,014	205,016	27,842	0	0	231,455		
前年度決算比	54,525	17,246	15,915	△ 9,246	0	0	30,610		

事業概要

子ども・子育て支援法第27条の規定に基づき、子どものための教育・保育に必要な費用を給付することで、幼児教育・保育環境を整える。
R7事業内容
給付施設：市内認可保育所 4園・市内認定こども園 5園
市外委託保育所等 6園



所管課	こども未来課	事業名	しそう幼児教育支援事業	決算書頁	57
会計名	一般会計	科目名等	3-2-4 児童福祉施設費	新規・継続・拡充の別	継続
総合計画の施策体系	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり	事業期間	R5～	
	基本施策	【16】就学前教育の充実	対象者（受益） 具体名	—	
	個別施策	①幼児教育・保育の充実	人数等	—	

予算・決算額		財源内訳						令和7年度決算の内訳	
		国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
R7 最終予算	180	0	0	0	0	0	180	報償費	180
R7 決算	180	0	0	0	0	0	180		
予算－決算	0	0	0	0	0	0	0		
R6 決算	120	0	0	0	0	0	120		
前年度決算比	60	0	0	0	0	0	60		

事業概要

しそう幼児教育支援委員会を設置し、指定モデル園の研究成果の普及啓発を図るとともに、保育教諭等を対象とした研修やカリキュラム研究に取り組む。

【R7モデル園】
宍粟市立戸原こども園

【研究協力校】
宍粟市立山崎南小学校



令和7年度主な事業の決算一覧（教育部）

所管課	こども未来課	事業名	認定こども園整備支援事業	決算書頁	60
会計名	一般会計	科目名等	3-2-7 少子化対策事業費	新規・継続・拡充の別	継続
総合計画の施策体系	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり	事業期間		R5～R7
	基本施策	【16】就学前教育の充実	対象者（受益）	具体名	こども園入園予定者
	個別施策	①幼児教育・保育の充実		人数等	100名

予算・決算額		財源内訳						令和7年度決算の内訳	
		国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
R7 最終予算	336,031	189,000	0	0	0	139,400	7,631	補助金	336,031
R7 決算	336,031	189,000	0	0	0	139,400	7,631		
予算－決算	0	0	0	0	0	0	0		
R6 決算	309,757	219,300	0	0	0	82,900	7,557		
前年度決算比	26,274	△ 30,300	0	0	0	56,500	74		

事業概要

子どもの育ちに必要な集団の確保と多様な子育てニーズに対応できる幼児教育・保育環境整備に対する支援を行う。

R7：くりのみこども園（園庭整備）
誠心学園こども園



所管課	社会教育文化財課	事業名	オンラインリカレント講座事業	決算書頁	101
会計名	一般会計	科目名等	9-5-4 生涯学習推進費	新規・継続・拡充の別	継続
総合計画の施策体系	基本方針	⑦心豊かにいきいきと学べるまちづくり	事業期間		R4～
	基本施策	【23】生涯学習の推進	対象者（受益）	具体名	講座参加者
	個別施策	①誰もが学べる学習環境づくりの推進		人数等	60

予算・決算額		財源内訳						令和7年度決算の内訳	
		国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
R7 最終予算	567	0	0	0	547	0	20	委託料	497
R7 決算	497	0	0	0	497	0	0		
予算－決算	70	0	0	0	50	0	20		
R6 決算	481	0	0	0	481	0	0		
前年度決算比	16	0	0	0	16	0	0		

事業概要

個人間のデジタルディバイドを解消するためのオンライン講座及び学びなおしをコンセプトに多様なライフスタイルに応じた働き方に合わせて必要な知識やスキルを身に着けるためのリカレント講座を実施した。

受講者アンケートを実施。
「とても役に立った」、
「自分の　スキルアップにつながった」など概ね好評であった。



所管課	学校給食センター	事業名	学校給食運営事業	決算書頁	105
会計名	一般会計	科目名等	9-6-3 学校給食運営費	新規・継続・拡充の別	継続
総合計画の施策体系	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり	事業期間		R4 ～
	基本施策	【17】学校教育の充実	対象者（受益）	具体名	児童・生徒、教職員等
	個別施策	①生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成		人数等	3,665人

予算・決算額		財源内訳						令和7年度決算の内訳	
		国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
R7 最終予算	190,023	26,993	0	129,557	27,832	0	5,641	需用費（食材費）	188,818
R7 決算	188,975	26,000	0	124,342	28,311	0	10,322	役務費	157
予算－決算	1,048	993	0	5,215	△ 479	0	△ 4,681		
R6 決算	174,228	26,745	0	114,882	25,283	0	7,318		
前年度決算比	14,747	△ 745	0	9,460	3,028	0	3,004		

事業概要

物価高騰（特に米）する中でも、食育の観点から地域の食材を積極的に活用しつつ、栄養バランスの整った学校給食を安定的に提供することで、児童生徒の心身の健全な発達を図ることができた。

【事業概要】
①食材費の物価高騰への対応
・地産地消推進事業（基金活用）
　ブナ基金：14,050千円
・地方創生臨時交付金：26,000千円
②第3子以降学校給食費免除
・ブナ基金：13,263千円

12/18　クリスマスメニュー



●不登校児童生徒支援事業（学校教育課　継続）

○支援員の配置について、地域による不登校の割合の違いはあるのか。山崎地域の大規模校と、一宮・波賀・千種などの小規模校とでは状況が異なるのではないか。

→　南部・北部といった地域による差はない。北部でも割合の高い学校があり、南部でも小規模校と同程度の学校もある。学年や家庭の状況によっても変化する。小学校については、令和７年度は前年度までの不登校児童の状況や支援の必要性を勘案し４校に配置した。

○学校訪問をさせていただいているが、支援員の配置により子どもたちの居場所ができたと伺っており、とても効果的な事業だと思う。

○不登校の割合が低い水準にあることも成果だが、学校によっては支援員１人では対応しきれず、個別の対応が行き届かない場面もあると聞いている。先生方が関係機関と連携し、支援が必要な児童生徒の様子を細かく把握して支えることで、組織的な居場所づくりが進むのではないか。予算や人材には限りがあるが、ぜひ事業を継続してほしい。

○担任の負担は非常に大きい。不登校の児童生徒だけでなく、サポートファイルを作成して個別対応が必要な児童生徒も増えており、担任へのサポートという観点での取組はあるか。

→　従来は、休みがちな児童生徒の登校時や別室対応の際、担任が自分の学級を見ながら別室も気にかける状況であった。支援員がいることでその対応を任せられ、記録も都度取っていただいている。担任も記録の共有や引継ぎを行ったうえで声をかけるなど関わりを続けており、担任の負担軽減と、学級の児童生徒に向き合う時間の確保につながっている。また、全欠の児童生徒に対しても、全校ではないがＩＣＴを活用した授業配信で対応している。

○支援員の配置により、不登校の児童生徒が改善した、また、登校できるようになったといった事例はあるか。

→　毎日同じ方が同じ時間にいることで安心して登校できるという事例を聞いている。休み始めの段階で関わることによって、「少しだけ教室に行ってみようか」という気持ちになったときに一緒に行ってもらえるケースもある。

○できるだけ早期に発見してサポートすることが一番かと思うので、有効に活用してほしい。

○支援員は会計年度任用職員で１日４時間・週４日の勤務であり、不在となる場合も相当ある。担任はもちろんだが、気になる児童生徒については全職員がチームとしてサポートすることが必要だと思う。

○不登校の問題は、子ども本人が最も大変であるが、保護者の不安も子どもに大きく影響する。教育支援センターの先生やスクールサポートスタッフ、スクールカウンセラーなど幅広い関係者と支援員が保護者との間をつなぎ、様々な選択肢を情報提供してほしい。周囲に知られたくないという思いもあると思うので、保護者が相談しやすい関係づくりをしていただければ、より効果があると思う。

●情報活用能力（情報モラル）育成事業（学校教育課　新規）

○本当に必要な事業だと思う。ＳＮＳやオンラインゲームのトラブルはどの学校でもあり、小さい子どもでも内容が適切か分からないものに触れる機会が多い。保護者も悩みつつ、中学生になれ

ばほぼ全員に携帯を持たせている状況である。そのため小学校の間からこうした教育をしていくことが重要であり、大人もわからない課題であるからこそ、特に力を入れて取り組む必要性を感じている。

○保護者に対しても、講師から統一した内容で話をしていただく機会があるとよいのではないか。

○ソーシャルメディア研究会の学生が実施したということだが、大学の教授ではなく子どもに年齢の近い学生が担当したことで、子どもたちも興味を持って受講できたのだと思う。

→　学生がニックネームを用いるなど、親しい雰囲気で講座を進めていただいた。

○どの家庭も悩んでおられる中で、一旦与えてしまうと当初の約束がなし崩しになることが多い。本日の新聞に、こども家庭庁の有識者会議でＳＮＳの年齢制限を検討するという記事が出ていた。外国では国レベルの規制も出てきており、国レベルで考えていくことになれば家庭にも話が入りやすくなるのではないか。今後に期待したい。

●英語検定料補助事業（学校教育課　継続）

○この補助事業が始まる前の段階の平均受検者数は把握しているか。

→　正確に比較できる数は把握できていない。

○今年度は第１回を実施済みで、結果はこれからということか。

→　第１回の申込締切が４月中旬であったため前年度末に周知し、翌年度に中学生となる小学６年生にもチラシを配布して受検者増につなげている。

○子どもや保護者の反応はどうか。

→　家庭で会話をするきっかけ、また、受検するきっかけになっていると聞いている。なお、本市の補助率は10分の10であるが、半額補助としている市町では受検者数が伸びず３年で事業を打ち切った例もある。そうした意味でも、多くの生徒が受検できるよう１人当たり年１回を上限に全額補助としている。

○最近の大学入試の状況には詳しくないが、こうした資格や能力が評価される場面もあると思うので、財源の確保が可能であれば継続してほしい。

○周知に活用している連絡メールシステムについて、給食センターの献立表や各学校の学級だより・学校だより、地域応援団のたよりなど配信物が多く、常に開いて確認しておかないと見落としてしまう状況があるが、教育委員会からの発信も各学校からの発信も積極的にできていると感じている。

●児童生徒用タブレットパソコン更新事業（施設整備課　新規）

○これまで１人１台端末を無償で貸与してきたが、今後もこの方針か、また、個人購入という方向もあるのか。

→　今回の整備は国の方針に基づき無償で行ったものである。国も同様の学習環境を維持し水準を下げない方向であると考えられ、動向は不明な部分もあるが、補助金を活用して整備するものについては同様に無償になるものと考えている。

○ネット環境について、一斉にアクセスした際に接続が滞ることが以前はあったが改善されているのか。また、体育の授業でも使用するため、体育館でも使えるのか。

→ ネット環境も一定期間で更新しないと性能が追いつかないため、令和９年度に更新を予定している。現在の運用に問題はないが、ご指摘のとおり体育館や一部の特別教室は未整備であり、令和10年度の整備で一定程度対応できるものと考えている。

○教員用パソコンについて、以前より整備が進んだとは思うが、教員にもハイスペックなものを配備し使いやすくしておくことが授業の質の向上につながる。その点はどうか。

→ 教員用パソコンも令和６年度に更新しており、更新時点で最も適したものを選定して整備している。

○１人１台の環境になり、昔と比べると最先端のものを導入する部分と変わらない部分とがあるが、よい方向だと思っている。

○コロナ禍がスタートであったため教職員の負担は非常に大きかったと思うが、それにより整備が進んだことは事実であり、今回の第２期更新につながった。更新によってどのような深い学びができたのかについても、今後まとめていただけるものと思う。負担も支出も大変な事業だが、よろしくお願いしたい。

○学校は未来の大人を育てる場であり、最先端のものを与えるべきだと常に思っている。今を生きる大人には古い道具でよいかもしれないが、子どもたちは最先端のもので学習するほうが吸収も早い。そうしたことを念頭に置いて学習環境を整えてほしい。

●小学校屋内運動場空調設備整備事業（施設整備課　新規）

○設置すれば電気代は必要となるが、必要な整備であり大変良かったと思う。

○学校で勤務していた時は、温度設定を高めに、また、使用は必要な場面に限るようにといった規制が多くあった。しかし子どもたちの体温は高く、体育の後などは対応できない場面もある。電気代の負担を軽くする工夫は必要だが、涼しくしてやりたいときにきちんと涼しくできるよう、特に暑いときには柔軟に対応できるようにしていただきたい。学校は真面目に運用しているので、子どもたちの環境を実際に確かめていただき、健康を損なうことのないようお願いしたい。

○体育館はほぼすべてが災害時の避難所となるため、こうした交付金により整備できたことは非常にありがたい。近年の地震の状況を見ても、避難所となる体育館にスポットクーラーしかない状況であり、設置されていることは大きい。市民の方も、空調が設置されたことをご存じの方は安心感があると思う。

○暖房についてはどうか。これまでのストーブやヒーターなどと併用すると光熱費が上がってしまうと思うが、効果はどの程度か。

→ 今回の整備で卒業式に間に合い、その際に使用していただいた。従来の暖房器具と併用したケースもあるが、これまでよりは効果が高かったと聞いている。暖気は上に上がるため、ある程度風を送りながら室温を維持する形で活用いただきたいと考えている。

○熱中症警戒アラートにより水泳も実施できない日があった。体育もできない日は子どもたちも大変であったが、空調があると集中力も違ってくるため、体育をしっかりできる環境整備をお願いしたい。

○災害時の対応との関係で、非常用電源は設置されているのか。太陽光発電はどうか。

→　非常用電源はない。太陽光発電はあるものの空調を動かすほどの電力はなく、補助的に助けになっている程度である。充電程度は可能だが冷暖房までは難しく、空調は大きな電源が必要となるため、電源車のようなものがないと難しいと考えている。

●宍粟材活用児童生徒用学習机整備事業（施設整備課　継続）

○宍粟産材を使用していることについて、子どもたちの反応はどうか。実際に山や森林、環境に興味を持つ子どもが増えているのか、それとも「そうなんだ。」という程度の受け止めなのか。

→　導入時に「これは宍粟市の木材であるため大事に使ってほしい。」と伝えており、最初に導入した波賀地域などでは非常に高い評価をいただいている。なお、令和６年度導入分は天板に傷がつきやすいという課題があったため、改良を加えながら、必要な箇所は修繕しつつ進めている。児童の声については学校の先生が聞き取りを行い、令和６年度導入分について令和７年度にアンケートを実施した。本年度も１学期終了後にアンケートを行っており、次の整備・改善に生かしていきたい。

○この機会に他の市町にも働きかけていけば宍粟材の活用が広がるのではないかと思うが、本市と同様に地元産材を活用した机などを導入している取組はあるのか。

→　他の市町の状況については把握できていない。

○木製天板の傷のつき具合については、それほど多い状況ではないという評価か。

→　小学校では、令和６年度導入分は塗装に関する部分でかなり傷が目立った。中学校については、椅子を机の上に乗せて移動する関係で、椅子の脚が当たる部分に傷がついている。できるだけ硬度を確保する方針で、令和６年度導入分と比較して令和7年度導入分は硬度を高めており、来年度の１年生を対象とする分についても、さらに硬度を上げられないか業者に検討してもらっている。

○毎年改善していただいているのは大変ありがたい。引き続きお願いしたい。

●山崎西中学校長寿命化事業（施設整備課　新規）

○ゴミが捨てられている場所にはさらにゴミが捨てられるが、きれいな場所には捨てられないという。汚れたり壊れたりしているものがある学校は、子どもたちの行動や心も荒れてくると思う。単に学習する場が確保できているという問題ではなく、心の教育という観点から、先生の指導だけでなく環境そのものが子どもたちの心の育成に大きく影響するため、ぜひきれいに整備してほしい。

●文化財保存活用地域計画等作成事業（社会教育文化財課　継続）

○令和５年度から各自治会へ調査を依頼され、未指定文化財約4000件余りを把握されたということで、大きな調査を実施し、それを整理していただいたことは大変な苦労があったと思う。

○昨年度は記念シンポジウムも開催され、３年間かけて大きな成果を上げられたことと思うが、今後これをどのように活用していくかが課題となる。成果を期待している。

●その他

しそう幼児教育支援事業

○３年間の事業として令和７年度が最終年度となったが、幼稚園・こども園・保育所が公立・私立を分けることなく一緒になって、子どもの見方について視点を明確にしながら研修を重ねられたことは、宍粟市の幼児教育にとって大変意義があったと思う。

○こども園などに携わる方々にも、「こういう見方で子どもを見ればよい」「こういう進め方をすればよい」ということを分かりやすく示していただいた。モデル園も年度ごとに指定を変えながら実施され、小学校の協力も得られたことでレベルが高まったと感じている。

○指定事業がなくなってもこの成果は今後に生きていくと思う。令和８年度は幼小連携の事業として次の取組を進められていると聞いているが、本市の幼児教育のレベルアップにつながったと思うので、取組を継続し、検証しながら進めてほしい。

→　本事業は令和５年度から７年度まで実施し、教育・保育の質の向上は図ることができたと考えている。ただ、幼小接続の部分に課題が残っているため、令和８年度から９年度にかけて、小学校の教員にもメンバーとして加わっていただき「幼小接続ネットワーク会議」を設けて実施する予定である。

認定こども園整備支援事業

○幼保一元化については一定の整理がついたと思うが、今後、認定こども園への移行を予定している施設はあるのか。

→　現在のところ、移行の予定は聞いていない。

○どの園でもきれいな環境で子どもたちが気持ちよく生活できるようにしてほしい。財源を上手に活用して、どの園に就園したとしても気持ちよく生活できる環境の確保をバックアップしていただければありがたい。

→　本事業は、令和７年度のくりのみこども園（園庭整備）と誠心学園こども園の整備をもって終了となる。なお、令和８年度は、山崎聖旨保育園がこども園化ではなく旧耐震基準の建物の改築を実施される。その補助についても同じく国の交付金を活用し、本年度中に改築される予定である。